

表 新型コロナウイルス対策に関わる法人や個人への税制優遇措置の概要

No.	内容	優遇措置の対象	留意事項
1	医療物資の生産者に対し、生産費用の 30% を課税所得から控除	医療用マスク、N95 マスク（注）、感染防護用具（医療用つなぎ服、使い捨てガウン、エプロン、キャップ、靴カバー、ゴーグル、フェースシールド、防水ブーツ）、医療用手袋、検査用手袋、人工呼吸器、新型コロナウイルス診断テスト試薬、消毒液、殺菌剤	・控除を受けたい者は、 付属書 （様式 A）にしたがって、当該会計年度の納税申告までに、税務署へコストデータの提出が必要
2	新型コロナウイルス対策関連の寄付の全額を課税所得から控除	国家災害対策庁（BNPB）、地域災害対策機関（BPBD）、保健・社会保障関係の政府機関、その他の支援団体への現金、物資、サービス、資産の無償提供	・控除を受けたい者は、 付属書 （様式 B）にしたがって、当該会計年度の納税申告までに、税務署へ価格情報などを記載した寄付品リストを税務署へ提出 ・寄付の収集体にも、 付属書 （様式 C）により税務署へ報告する義務あり
3	医療従事者を含むヘルスケア分野の個人納税者に対する所得源泉税（PPh21）の免除	新型コロナウイルス対策関連サービスで得た謝金や給付などの追加収入	・政府からの補償を含め、医療機関や医療サービス施設で行う新型コロナウイルス医療サービスにかかる報酬は課税対象になる
4	土地や建物を貸し付けた者に対する所得源泉税の免除	新型コロナウイルス対策関連で土地や建物の貸し付けを行った際の収益	・免除を受けたい者は、 付属書 （様式 D、E）にしたがって税務署への申請が必要
5	自社株の買い戻しを行った上場企業の所得税を 3% 減額	新型コロナウイルス対策のための金融市場の安定化に資する自社株の買い戻し	・減額を受けるには以下の 4 つの条件を満たすことが必要 a. 株式の 40% 以上を公開していること b. 300 人以上が株式を保有し、かつ 1 人当たりの保有額が総発行額の 5% 以下であること c. 会計年度の当初から 183 日以内に上記 a と b を充足していること d. 上記 a～c を履行している旨の税務署への報告

（注）「N95 マスク」とは、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格に合格したマスク。

（出所）インドネシア政令 2020 年第 29 号を基にジェトロ作成